

変更箇所一覧(抜粋)

ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
10	I 基本情報－6情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項) (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・15・16・20・22・23・24・25・27・28・31・32・33・37・38・39・40・41・43・45・47・48・50・51・53・55・56・57・58・59条 (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報連携主務省令) 第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) 【情報照会の根拠】 なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	番号法改正に伴う変更
16	II ファイルの概要(住基ファイル)－3. 特定個人情報の入手・使用－⑧使用方法	(省略) ・番号法別表第一に掲げる事務を処理するため住民票関係情報を同一機関内において移転をする。 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムを介し情報照会者へ住民票関係情報を提供する。	(省略) ・番号法別表に掲げる事務を処理するため住民票関係情報を同一機関内において移転をする。 ・情報提供ネットワークシステムを介し情報照会者へ住民票関係情報を提供する。	事後	番号法改正に伴う変更
23	II ファイルの概要(住基ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	提供を行っている (57 件) 移転を行っている (37 件)	提供を行っている (60件) 移転を行っている (36件)	事後	番号法改正に伴う変更

ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
23	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)- 提供先1	・番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会 者(別紙Ⅱ-5-1参照)	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省 令第2条の表に定める情報照会者(別紙Ⅱ- 5-1参照)	事後	番号法改正に伴う変更
23	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)- ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙Ⅱ-5-1参 照)	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省 令第2条(別紙Ⅱ-5-1参照)	事後	番号法改正に伴う変更
23	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)- ②提供先における用 途	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げる事 務(別紙Ⅱ-5-1参照)	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省 令第2条の表に定める事務(別紙Ⅱ-5-1参 照)	事後	番号法改正に伴う変更
23	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)- 移転先1	別表第1の左欄に掲げる者(別紙Ⅱ-5-2を参照)	番号法第9条第1項別表の左欄に掲げる者 (別紙Ⅱ-5-2を参照)	事後	番号法改正に伴う変更
23	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)- ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙Ⅱ-5-2を参照)	番号法第9条第1項別表(別紙Ⅱ-5-2を参照)	事後	番号法改正に伴う変更

ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
23	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)－ ②移転先における用 途	別表第1の右欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-2を参 照)	番号法第9条第1項別表の右欄に掲げる事務 (別紙Ⅱ-5-2を参照)	事後	番号法改正に伴う変更
24	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)－ 移転先2	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙Ⅱ -5-3を参照)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例に定める事務(別紙Ⅱ-5-3を参照)	事後	文言修正による変更
24	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)－ ①法令上の根拠	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例第3条、第4条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例第3条、第4条	事後	文言修正による変更
24	Ⅱ ファイルの概要 (住基ファイル)－ 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)－ 移転先2②移転先 における用途	条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務(別紙 Ⅱ-5-3を参照)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務 (別紙Ⅱ-5-3を参照)	事後	条例改正に伴う変更
26-32	別紙Ⅱ	表省略	表省略	事後	番号法改正に伴う変更

ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
8	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務に おいて使用するシ ステム－システム8－ ①システムの名称		窓口DXSaaS(書かない窓口システム)	事前	窓口DXSaaS(書かない窓 口システム)導入に伴う変 更
8	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務に おいて使用するシ ステム－システム8－ ②システムの機能		1 申請書の自動作成機能 窓口における申請内容の聞き取りやマイナ ンバーカード等の読み取りにより、必要事項をシ ステムに入力することで、申請書を自動作成す る機能 2 基幹系システムとのデータ連携機能 基幹系システムから書かない窓口システムへ のデータの取り込みや書かない窓口システム から基幹系システムへのデータ連携機能 3 手続案内機能 ライフイベントごとに設定された質問に答える ことで、必要な手続きを洗い出し、一覧表に出 力することで案内する機能 4 ワンスオンリー機能 聞き取りやマイナナンバーカード等の読み取りに より作成した申請内容を複数の窓口で何度も 聞き取ることなく、繰り返し活用する機能	事前	窓口DXSaaS(書かない窓 口システム)導入に伴う変 更
8	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務に おいて使用するシ ステム－システム8－ ③他のシステムとの 接続		[○]既存住民基本台帳システム	事前	窓口DXSaaS(書かない窓 口システム)導入に伴う変 更

ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
11	(別添1)事務の内容	図 省略	図 省略	事前	窓口DXSaaS(書かない窓口システム)導入に伴う変更